

平成30年度

岐阜県協同農業普及事業外部評価

結果報告書

平成31年3月

岐阜県農政部農業経営課

はじめに

岐阜県では、農業改良助長法に基づき、農業経営課並びに各農林事務所、農業大学校に普及指導員を置き、農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導並びに教育を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興に取り組んでいます。

各農林事務所では、本県の普及事業実施に係る基本的な考えを示した「協同農業普及事業の実施に関する方針（平成28年度～32年度）」（以下、「実施方針」という。）並びに「ぎふ農業農村基本計画（平成28年度～32年度）」に基づき、「普及指導基本計画書（平成28年度～32年度）」と「年度別普及指導計画書」を作成し、計画的に普及活動を展開しています。また、農業大学校においては、岐阜県の新規就農者の育成・確保を目的とした「岐阜県農業大学校担い手育成機能強化プラン（平成27年度～31年度）」及び年度ごとの「教育計画」を作成して教育・研修に取り組んでいます。

そのなかで、国が示す「協同農業普及事業の運営に関する指針」（平成27年5月11日付、農林水産省告示第1090号）により、普及指導活動の成果等について農業者や外部有識者等による外部評価を実施することが定められたため、客観的な評価を得て普及指導活動の改善に資するとともに、普及事業の成果等の理解促進を図ることを目的に、協同農業普及事業の外部評価を開始しました。

平成27年度より、岐阜農林事務所並びに農業大学校、農業経営課（農業革新支援センター）を皮切りに計画的に各農林事務所を対象に実施し、4年目となる本年度は、飛騨農林事務所と下呂農林事務所を対象とし、これで一巡いたしました。

ご協力いただいた外部評価委員の皆様には心よりお礼申し上げますとともに、皆様からいただいた貴重なご意見を、今後の県協同農業普及事業のさらなる高度化につなげていくよう努めて参ります。

ここに、本年度実施した外部評価結果を報告します。

平成31年3月31日

岐阜県農政部農業経営課
課長 足立 葉子

1 外部評価の目的

「協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づき、先進的な農業者や学識経験者、農業団体職員、消費者、報道関係者を含む委員による、普及指導課題の設定やその活動方法及び内容、成果等について客観的な評価、指導、助言等を通して、さらなる普及指導活動の高度化と普及事業への理解促進を図ることを目的とする。

2 外部評価の対象

- (1) 各農林事務所農業普及課が実施する普及指導計画及び普及指導体制、並びに農業革新支援センターが実施する普及活動に関すること。
- (2) 農業大学校が実施する教育課程並びに募集活動、就農支援活動に関すること。

3 外部評価の経過

(1) 外部評価委員の選定

外部評価委員については、農林水産省生産局長通知の「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」に基づき、先進的な農業者、若手・女性農業者、農業団体職員、消費者、学識経験者、報道関係者、民間企業から各1名計7名の方々を表1のとおり選定した。

表1 岐阜県協同農業普及事業外部評価委員一覧
(順不同 敬称略)

氏名	所属	役職
朽本 弘明	担い手リーダー (岐阜県指導農業士連絡協議会)	会長 (但し H30.5 まで)
田口 登美子	担い手リーダー (岐阜県女性農業経営アドバイザーいいきネットワーク)	会長 (但し H30.4 まで)
秋元 浩一	名古屋学院大学商学部	名誉教授
安藤 嘉章	岐阜県農業協同組合中央会 農業対策部	部長
林 喜美子	生活協同組合コープぎふ	理事
澤野 都	岐阜新聞生活文化部	部長
堀場 日出男	イオンリテール株式会社 東海・長野カンパニー名古屋事業部	

(2) 第1回岐阜県協同農業普及事業外部評価会

下呂農林事務所並びに飛騨農林事務所農業普及課の活動に対する外部評価委員の理解を深めるため現地調査を実施するとともに、評価対象とする普及指導課題を選定した。

(日 時)

平成30年11月6日(火) 13:30~16:00

(場 所)

高山市市文化会館 2階視聴覚室

(出席者)

・外部評価委員(順不同)

朽本弘明氏、田口登美子氏、秋元浩一氏、林喜美子氏、澤野 都氏

・岐阜県農政部職員

足立葉子(農業経営課長)、長谷部健一(同 技術指導監)、加藤高伸(同 普及企画係 係長)、砂川匡(同 農業革新支援専門員 係長)
酒井貞明(下呂農林事務所 農業普及課長)、成田久夫(同 地域支援係 技術課長補佐兼係長)

加留祥行(飛騨農林事務所 農業普及課長)、井之本浩美(同 担当主幹兼地域第一係長)、久田浩志(同 園芸産地支援第一係 係長)

(主な内容)

・下呂農林事務所並びに飛騨農林事務所の普及指導計画の概要説明

・各農林事務所の普及活動の事例紹介

(下呂農林事務所:「下呂地域における特色ある農産物づくり(あぶらえ)の推進」)

(飛騨農林事務所:「美味しい米作りによる飛騨産コシヒカリのブランド力向上」)

・普及活動対象の現地調査(夏ホウレンソウ調製場:高山市江名子)

・評価対象とする普及課題選定

各農林事務所1課題、計2課題を選定

(3) 第2回岐阜県協同農業普及事業外部評価会

各農林事務所ごとに、評価対象とした課題を説明し、「普及指導計画活動課題別評価票」(※別添 参考2)に従い、外部評価委員が評価を実施した。

(期 日)

平成31年2月18日(月) 13:00~16:30

(場 所)

OKBふれあい会館第1棟6階 6-4 会議室

(出席者)

- ・外部評価委員（順不同）

朽本弘明氏、田口登美子氏、秋元浩一氏、林喜美子氏

- ・岐阜県農政部職員

足立葉子（農業経営課 課長）、長谷部健一（同 技術指導監）、
加藤高伸（同 普及企画係 係長）、小椋泉美（同 普及企画係 技術
主査）、砂川匡（同 農業革新支援専門員 係長）、丸山新（同 農業革
新支援専門員）

酒井貞明（下呂農林事務所 農業普及課長）、成田久夫（同 技術課長
補佐兼地域支援係長）

加留祥行（飛騨農林事務所 農業普及課長）、井之本浩美（同 担当主
幹兼地域第一係長）、久田浩志（同 技術課長補佐兼地域第二係長）、
水野文敬（同 技師）

(内 容)

秋元委員を座長として、選定した評価課題について各農林事務所から説明
と、評価委員からの質疑並びに意見交換を行った。

(評価対象課題)

- ・下呂農林事務所

「将来の産地を支える担い手の育成と就農支援の強化」

- ・飛騨農林事務所

「産地改革及び安定生産による飛騨ブランド果樹産地の活性化」のうち
「モモ「飛騨おとめ」のブランド化・産地化」

(4) 評価結果の取りまとめ

各農林事務所農業普及課からの説明や意見交換をとおして、各評価委員が
課題ごとに「岐阜県協同農業普及事業の評価及び改善に向けた外部評価整理
票」（※別添 参考3）を作成し、農業経営課にて「岐阜県協同農業普及事
業外部評価結果報告書」としてとりまとめた。

4 外部評価の結果

(1) 評価対象課題

- ・ 下呂農林事務所
「将来の産地を支える担い手の育成と就農支援の強化」
- ・ 飛騨農林事務所
「産地改革及び安定生産による飛騨ブランド果樹産地の活性化」のうちの「モモ「飛騨おとめ」のブランド化・産地化」

(2) 平成30年度 協同農業普及事業にかかる主な評価の概要

①下呂農林事務所農業普及課

地域の現状把握と課題設定は適切であり、少ない人数で密度の濃い普及指導活動ができている。

所属する普及指導員が少ないなか、課題を「夏秋トマトの担い手育成」に絞り、市やJA等との連携や役割分担を進め、高い成果を上げている。

特に、新たな担い手へのきめ細かな支援や受け入れ体制が充実しており、小さな産地にも新規就農者が着実に増加しているところが素晴らしい。

②飛騨農林事務所農業普及課

飛騨地域の特産果樹の振興に向け産地の現状を的確に把握し、試験研究と連携した活動ができている。

産地の問題や課題の分析が的確であり、生産者の意識改革を進めている点が素晴らしい。

また、地元の高校生と連携して新たな加工品等の開発に取り組むなど、地域と密着した活動が素晴らしい。

(3) 協同農業普及事業にかかる各委員からの評価

① 下呂農林事務所農業普及課

普及課題名	評価結果
<p>「将来の産地を支える担い手の育成と就農支援の強化」</p>	<p><担い手対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手確保に向けた PR が上手く、積極的に県外へも出向いているところが良い ・就農希望者への支援（就農計画、技術研修、農地の手配等）がきめ細かい ・市町村、JA等の関係機関との連携、役割分担がしっかりしている ・受け入れ体制が整備されている ・短期受け入れ6人中5名を新規就農者として確保しており、大きな実績をあげている ・管外からの就農希望者への強力な支援をお願いしたい ・地域リーダーとの交流、担い手どうしの交流を強化し、孤立することないように継続して支援してほしい <p><技術対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のリーダーや生産部会員との交流を促進しており、いつでもアドバイスが受けられる環境としており、大変良い <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農福連携へも取り組んでほしい ・GAPの導入は、農家の負担感のみが残りやすいため、経営の見える化の一助となる利活用を提案する
<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の現状と課題を明確にし、的確な課題設定がされている ・少人数のなかで課題を絞り、質の高い活動となっている ・成果を上げるための普及活動等の方法がよく理解できた ・着実に新規就農者の確保につながる活動ができている ・小さな産地での活動ではあるが、きめ細かな指導と支援ができており、ここをめがけてきてくれる就農希望者が増えている ・生産者が着実に増えてきており、産地の縮小にも歯止めがかかっているため、継続して取り組んでほしい ・担い手対策は目先の実績にこだわらず、長期的な展望で継続して取り組んで頂きたい ・地域や産地のPR、情報発信にいっそう取り組んでほしい ・関係機関との連携が良く、新規就農者等の受け入れ体制がしっかりできつつある 	

② 飛騨農林事務所農業普及課

普及課題名	評価結果
<p>「産地改革及び安定生産による飛騨ブランド果樹産地の活性化」のうちの「モモ「飛騨おとめ」のブランド化・産地化」</p>	<p><担い手対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同世代のグループ活動や定期的な勉強会を開催し、産地の活性化を強力に進めている ・生産者の意識改革を継続的に進めており、大変良い <p><技術対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究会、研修会の開催が活発にされており、適切かつ的確な指導活動になっている ・収穫の競合を避けるための品種育成・導入を図っており、生産振興への工夫がみられる ・省力化技術の検証を進めて、他品種にも活用しながら経営全体での低コスト化を進めると、一層素晴らしい活動になる <p><ブランドづくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の高校生とのコラボレーションによる加工品開発など、素晴らしい取組みがみられる ・商品ロゴやPR用のマークなど、都会的なセンスのよい宣伝活動を望む ・まず、地元から理解を得て盛り上げる活動をするとうまい ・インスタグラムなどのSNSを積極的に活用してほしい <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなブランドの美味しい桃が食べられることは、消費者として期待が大きく楽しみである
<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や課題を的確に把握しており、課題設定も良い ・産地維持が大変難しい品目であると思うが、飛騨の特産品として確立させるための普及指導活動がしっかりできている ・生産者や産地の実情を的確につかみ、質の高い活動ができている ・「飛騨ブランド」をよく耳にするが、その確立に向けて地道な活動があることが理解できた ・生産振興として普及事業は大変素晴らしいものであると感じた ・他にも果樹産地等があり普及活動の取組みがあるので、紹介してほしい ・ブランド化や知名度の向上は、単年度では難しいと思われるため、継続した取組みと支援をお願いする ・今後の産地展開や生産の普及拡大など、今後も高い関心をもって見ていきたい 	

5 外部評価結果の反映

農業経営課では、外部評価結果を取りまとめ対象の各農林事務所に送付し、次年度の普及活動並びに普及活動体制に反映させるとともに、「平成30年度 岐阜県協同農業普及事業外部評価結果報告書」を県ホームページ上に公開する。

(参 考 1)

岐阜県協同農業普及事業外部評価実施要領

(目的)

第1条 「岐阜県協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づき、普及指導活動において高い成果を創出するため、先進的な農業者や関係機関職員を含む委員による外部評価を実施し、その意見を次年度以降の活動に反映させることを通じて、普及指導活動及びその体制の改善を行うことを目的に、この要領を定める。

(聴取事項)

第2条 前条の目的を達成するため、岐阜県協同農業普及事業外部評価委員会(以下「評価会」という。)を設置し、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 各農林事務所農業普及課が実施する普及指導計画及び普及指導体制、並びに農業革新支援センターが実施する普及活動に関する事。
- (2) 農業大学校が実施する教育課程並びに募集活動、就農支援活動に関する事。

(組織)

第3条 県は、評価会の委員に、先進的な農業者、女性農業者、農業関係団体職員、消費者、学識経験者、報道関係、民間企業等から7名を選定する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 評価会に会長を置き、委員の中から互選とする。

(庶務)

第4条 評価会の庶務は、岐阜県農政部農業経営課において実施する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、評価会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月7日より施行する。

この要領は、平成29年7月24日より施行する。

この要領は、平成30年3月20日より施行する。

(参 考 2)

普及指導活動における課題別評価表（農林事務所農業普及課が作成）

評価対象年度 _____ 年度

対象となる普及指導課題名： _____

〇〇〇 農林事務所

1 達成目標に対する実績

※各指導項目とその目標に対する実績（特に成果の上がった内容や達成できなかった事柄）と達成状況の数値的評価を記載する。

表1 主な指導項目（達成目標）に対する実績と達成状況

成果（活動）目標	実 績	達成状況（%）

2 自己評価

※3段階評価するとともに、その評価に至ったコメントを記載

(1) 課題（指導項目）の設定

A（良好）	B（普通～概ね良好）	C（改善必要）
-------	------------	---------

（コメント）

※成果・結果を踏まえて、現状のニーズの把握、指導事項について評価する。

(2) 普及活動の体制及び手法

A（良好）	B（普通～概ね良好）	C（改善必要）
-------	------------	---------

（コメント）

※指導体制及び活動時期、方法を整理分析、評価する。

(3) 普及活動の経過とその成果（結果）

A（良好）	B（普通～概ね良好）	C（改善必要）
-------	------------	---------

（コメント）

※単なる結果だけでなく、取り組みとして出来たこと出来なかったことを分析し、評価する。

(4) 普及活動の総合評価

A（良好）	B（普通～概ね良好）	C（改善必要）
-------	------------	---------

（コメント）

※全体を総括して評価する。

(参 考 3)

(各外部評価委員が作成)

岐阜県協同農業普及事業の評価及び改善に向けた外部評価整理表

外部評価委員名 _____

1 普及指導計画（〇〇農林事務所農業普及課）について

普及課題名	評価結果
	※普及課題ごとに自己評価の結果を受けて、意見を箇条書きでご記載ください。
(総合評価) ※普及指導計画又はその活動結果をについて、意見を箇条書きでご記載ください。	